○道路交通法に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則 に係る様式の制定について

> 平成6年10月1日 山口交管第646号

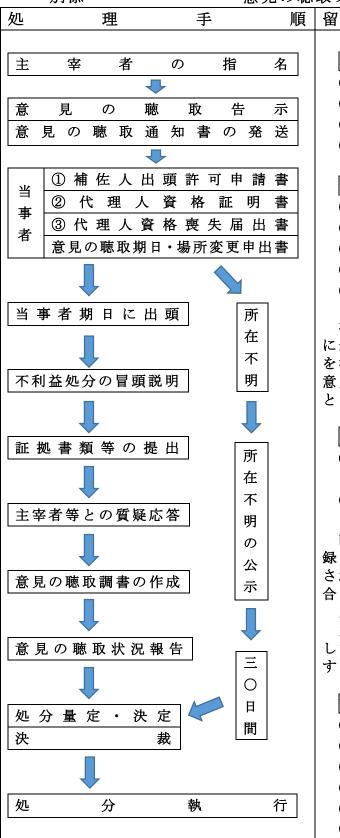
#### 1 趣旨

様式については、各県の実情に合わせて作成することとなったことから、関連規定の様式を定めるもの。

- 2 様式及び事務処理要領
  - (1) 意見の聴取規則第5条(同第17条準用)により当事者が代理 人を出頭させようとするとき、意見の聴取期日までに提出する書 面は、代理人資格証明書(別記様式第1号)とし、代理人がその 資格を失ったときに提出する書面は、代理人資格喪失届出書(別 記様式第2号)とする。
  - (2) 意見の聴取規則第6条(同第17条準用)により当事者又はその代理人が意見の聴取期日に補佐人を出頭させようとするとき、意見の聴取期日までに提出する書面は、補佐人出頭許可申請書(別記様式第3号)とし、行政庁が当該補佐人の出頭を許可した場合、当事者又はその代理人に通知する書面は、補佐人出頭許可書(別記様式第4号)する。
  - (3) 意見の聴取規則第7条により当事者に通知する文書は、意見の 聴取通知書(別記様式第5号)とする。
  - (4) 意見の聴取規則第8条(同第17条準用)により当事者又はその代理人が意見の聴取期日又は場所の変更を求めるために行政庁へ提出する書面は、意見の聴取期日・場所変更申出書(別記様式第6号)とし、行政庁が当事者又はその代理人に意見の聴取期日等の変更を通知する書面は、意見の聴取期日・場所変更通知書(別記様式第7号)とする。
  - (5) 意見の聴取規則第12条により意見の聴取の審理終了後、主宰者が作成する調書は、意見の聴取調書(別記様式第8号)とする。
  - (6) 意見の聴取規則第14条により行政庁が当事者に書面により不利益処分に係る通知をする場合は、弁明通知書(別記様式第9号) とする。
  - (7) 意見の聴取規則第15条により当事者又はその代理人の弁明を 録取する者が作成する詞書は、弁明調書(別記様式第10号)と する。
  - (8) 意見の聴取又は弁明の機会の付与において、当事者又はその代理人から証拠書類等の提出を受けたとき主宰者が作成しその写し

を交付する書面は、提出物目録(別記様式第11号)とし、当事者 又はその代理人に証拠書類等の返還を行う場合の作成書面は、還 付請書(別記様式第12号)とし、当該証拠書類等と引換えに行 う。

- 3 対象となる処分
  - (1) 意見の聴取を行う処分
    - ア 点数制度による免許の取消し又は90日以上の免許の効力の 停止及び運転禁止。(道路交通法(昭和35年法律第105号。 以下「法」という。)第103条第2頃第2号又は第4項及び 法第107条の5第1項第2号又は第8号)
    - イ 処分移送による免許の取消し又は90日以上の免許の効力の 停止及び運転禁止。(法第103条第2頃第2号及び法第10 7条の5第1項第2号並びに第8号)
    - ウ 再試験不受験による免許の取消し。(法第104条の2の2 第2項及び第4項)
  - (2) 弁明の機会の付与を行う処分 免許の拒否及び保留、免許の事後取消し及び事後停止、仮停止 及び仮禁止。(法第90第1項及び法第90条第3項並びに法第 103条の2第1項及び法第107条の5第9項)



## 当事者への通知事項

① 意見の聴取の期日・場所

意

② 意見の聴取に出頭しなかった場合の措置

事

項

- ③ 代理人を選任できる旨
- ④ 意見を述べ、有利な証拠が提出できる旨

### 通知書へ同封する書類

- ① 補佐人出頭許可申請書
- ② 代理人資格証明書
- ③ 代理人資格喪失届出書
- ④ 出欠の返信用葉書
- ①~③の提出は当日も受け付ける。

補佐人出頭許可書は事前に提出があった場合に送付する。当日提出の場合は手交する。やむを得ないものについては、変更申し出を許可し意見の聴取期日・場所変更通知書を送付するとともに行政庁の掲示板に公示する。

#### 当事者への説明事項

- ① 予定される処分の内容・根拠となる法令 の条項
- ② 処分原因となる事実

証拠書類等の提出があった場合は、提出物目録を作成し写しを交付する。また調書の「提出された証拠の標目」欄に記載する。返還する場合は、還付請書と引換えに行う。

主宰者は、当事者及び担当者に質疑を行う。 主宰者が審理において意見の聴取続行と判断 した場合は、当事者に次回の期日・場所を告知 するとともに行政庁の掲示板に公示する。

# 調書への記載事項

- 件名
- ② 期日及び場所
- ③ 主宰者の職名及び氏名
- ④ 出頭した当事者等の氏名及び住所
- ⑤ 当事者等の陳述の要旨
- ⑥ その他